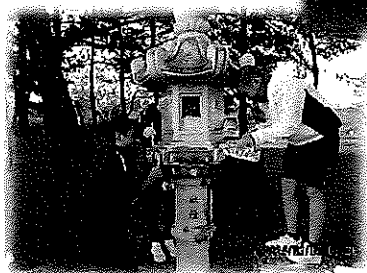
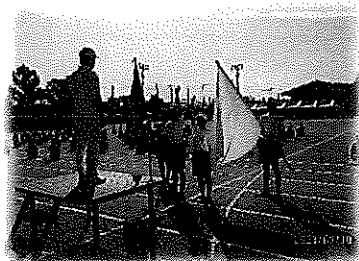


令和6年度 PTA 総会資料



会順

- 1 開会のあいさつ
- 2 PTA 会長あいさつ
- 3 校長あいさつ及び学校経営の概要
- 4 協議
 - (1) 令和5年度 PTA 活動報告(令和5年度専門部長)
 - (2) 令和5年 PTA 決算・監査報告(内園 重井)
 - (3) 令和6年度役員選出(令和5年度 PTA 会長)
 - (4) 令和6年度 PTA テーマについて(令和6年度 PTA 会長)
 - (5) 令和6年度活動計画について(令和6年度専門部長)
 - (6) 令和6年度予算案について(内園 重井)
 - (7) 規約の改正について(令和6年度 PTA 会長)
- 5 閉会のあいさつ

総会終了後

市からの連絡及び職員紹介, 学校からの連絡

令和6年5月2日(木) 14:30～

万世中 体育館



令和6年度 南さつま市立万世中学校の教育

教育理念
真摯な
教育

国：憲法・教育基本法・学校教育法

学習指導要領・教育振興基本計画

○公教育の質を高め、信頼される学校の確立

○社会全体で子どもを育てる

県：教育大綱『未来を拓く鹿児島の人づくり』

「ふるさとを大切に、世界へ羽ばたく人材育

成をする ～ひびくとべ 鹿児島教育～」

教育振興基本計画

「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」

子どもの権利条約

児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること。

人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

学校経営方針

今までの蓄積を生かすとともに「人権尊重の精神を基盤にした教育活動」を実践し、教職員が一つとなって、急速に情報化やグローバル化が進む社会に即応できる、たくましく生き、豊かな人生を切り拓く力を備えた人間の育成をめざし、より一層地域社会、保護者から信頼される学校を築き上げることがを推進し、地域に開かれ、地域と共にある学校づくりに努める。

特色ある教育活動

- ◇魅力ある授業活動
- ◇地域と連携した平和学習
- ◇読書活動の充実
- ◇地域と協働の教育活動（CS指定）

学校教育目標

確かな学力を身につけ 心豊かでたくましい生徒の育成

夢を紡ぐ万世中

めざす生徒像

当たり前のことが、当たり前前にできる生徒

- 夢と希望を持ち、最後までやり抜く生徒
固い意志
- 自ら気づき、考え、行動できる生徒
豊かな心
- 認め合い、高め合い、磨き合う生徒
溢れる知性

めざす学校像

お互いを思いやり、明るく活気のある学校

- すべての生徒がいきいきと活動している学校
明朗躍動
- 地域社会に夢を与え、信頼される学校
信頼結実
- 一人一人を大切にしている学校
人権尊重

生徒一人一人を大切にすること

予測困難な事態においても、生徒の心身の健康・安全を第一に考え、全職員で全ての生徒を見守り、生徒の一人一人の人権を大切にすることを行う。

重点課題

- ① 確かな学力の定着（確かな学力を身につける授業の実践と学習の習慣化）
- ② 「命と心」の教育の推進（人権同和教育と道徳教育の推進）
- ③ 積極的な生徒指導の実践（組織的な対応、関係機関との連携）
- ④ 健康・体力の保持増進（基本的な生活習慣の確立と体力の向上）
- ⑤ 特別支援教育の推進（教育相談の充実、関係機関との連携、ユニバーサルデザイン）
- ⑥ 校区内3小学校との連携（ICTを活用した学習指導及び生徒指導等）
- ⑦ 地域とともにある学校づくりの推進（学校運営協議会の充実）
- ⑧ 落ち着いた心で生活する環境の整備

南さつま市教育施策大綱

（4つの基本方針）

- ① 社会を生き抜く力を備えた子どもの育成
- ② 学校力・教師力を向上
- ③ 地域とともにある学校づくりによる子どもの育成
- ④ 生涯学習・スポーツの推進

南さつま市の新しい時代にふさわしい心豊かな児童生徒を育む学校教育の創造をめざして

めざす教職員像

- キープ スマイル スタイ ポジティブ
生徒の夢を育み、家庭及び地域と協働が図れる教職員
- 法令、職務規律を遵守し、信頼される教職員
- 研修に努め、実践する教職員
- 共通実践

(1) 令和5年度活動報告

令和5年度PTA活動

専門部	月	日	活動内容
事業部	5	14	事業部奉仕活動
	8	27	PTA奉仕作業
広報部	5	19	広報部会
	9	20	広報部会
	1	26	広報部会
生活指導部		年8回	朝の立哨指導
	7	9	竹屋神社夏祭り 校外補導
	7	22	竹田神社夏祭り 校外補導
	8	1	夏休み 校外補導
	9	22	南さつまフェスタ 校外補導
	12		冬休み 校外指導 中止
	3		春休み 校外指導 中止
保健体育部	6	30	学校保健委員会
	8	27	体育大会打合せ
	8	28	市健康教育講演会
	9	8	保健体育部会
	9	10	体育大会
	12	1	万世校区学校保健委員会
	1	12	地区学校保健・安全教育研修会
総務研修部	6	30	授業参観・学級PTA
	7	13	PTA研修視察
	9	10	体育大会
	11	10	3年生PTA
	12	1	1, 2年生PTA 授業参観
	1	21	南さつま市フェスタ
	2	22	PTA 授業参観

(2) 令和5年度 PTA 決算報告

収入の部

項 目	予算額(A)	決算額(B)	増減(B)－(A)	備 考
前 年 度 繰 越 金	450,744	450,744	0	
会 費	434,400	434,200	-200	200円×12か月×(P戸数+教職員数)
生 活 指 導 部 謝 金	5,000	10,000	5,000	校外指導謝金
還 元 金	2,000	14,911	12,911	県PTA事務委託費
雑 収 入	5	4	-1	貯金利息
収 入 合 計	892,149	909,859	17,710	

支出の部

項	目	節	予算額(A)	決算額(B)	増減(B)－(A)	備 考	
運 営 費	事業費	会 議 費	12,000	0	-12,000		
		渉 外 費	20,000	0	-20,000		
		広 報 部	165,000	154,864	-10,136	県P新聞購読料, 万世中PTA新聞印刷代(2回)	
		総 務 研 修 部	80,000	55,800	-24,200	PTA研修視察(7/13)、家庭教育学級補助(12/1)	
		保 健 体 育 部	10,000	4,841	-5,159	体育大会(競技消耗・氷 他)、万世中校区学校保健委員会講師謝金	
		生 活 指 導 部	3,000	0	-3,000		
		事 業 部	10,000	0	-10,000		
		奨 学 費	32,000	31,960	-40	卒業証書ファイル×68冊	
		教育環境整備費	200,000	0	-200,000		
	需用費	消 耗 品 費	25,000	5,280	-19,720	コピー用紙	
		印 刷 費	10,000	0	-10,000		
	諸 費	通 信 費	2,000	168	-1,832	切手(保険加入申込)	
		負 担 金	65,000	59,830	-5,170	P安全互助, 市P連会費, 県P負担金, 市学校保健会負担金	
		慶 弔 費	45,000	6,000	-39,000	転退職者(慶弔規程により)	
	雑 費	雑 費	10,000	0	-10,000		
		旅 費	60,000	2,000	-58,000	各種会合出席旅費, 参加費	
	予 備 費			143,149	0	-143,149	
	支 出 合 計			892,149	320,743	-571,406	

収入合計 － 支出合計 ＝ 差引残高

909,859 － 320,743 ＝ 589,116 (次年度へ繰越)

2 万世中学校50周年事業の会計報告 ※50周年:2020(令和2)年度

項 目	金 額	備 考
収 入	前年度繰越	518,843
	その他	0
	合 計	518,843
支 出	記念講演会	0
	その他	0
	合 計	0
残 金	518,843	

注) 1 残金はPTAの管理に移し一部は記念講演会(上釜健宏氏)の実施費用とします

※ 記念講演会は、感染症の収束により行う予定です

2 執行状況については、PTA総会により報告します

令和5年度 体育文化後援会費決算報告

収入の部

項目	予算額(A)	決算額	増減(A)－(B)	備考
前年度繰越金	49,267	49,267	0	
徴収金	902,400	902,400	0	会費400円×12月×全校生徒数188人
補助金	358,000	374,000	△16,000	市補助金予定金額
全国大会出場補助金		197,034	197,034	
雑収入	2	2	0	貯金利息
収入合計	1,309,669	1,522,703	181,034	

支出の部

項目		予算額(A)	決算額	増減(A)－(B)	備考
各部への活動費	野球	79,000	79,000	0	各部活動の登録料、参加料 部活動消耗品等 2023年度配分 各部へ25,000円 人数×3,000円 領収書⑩～㉔
	男子ソフトテニス	85,000	85,000	0	
	女子ソフトテニス	43,000	43,000	0	
	女子バレーボール	61,000	61,000	0	
	サッカー	55,000	55,000	0	
	陸上	73,000	73,000	0	
	吹奏楽	73,000	73,000	0	
	美術同好会	25,000	25,000	0	
中体連大会費		50,000	40,000	10,000	登録料、参加費 領収書㉕～㉗
春の祭典		10,000	0	10,000	参加せず
吹奏楽部補助		100,000	30,800	69,200	夏の祭典、吹奏楽コンクール等補助 楽器運搬費、修理費 領収書①
大会補助費		40,000	0	40,000	九州・全国大会補助
全国大会補助		0	197,034	△ 197,034	市から全国大会補助金
旅費・日当		20,000	0	20,000	春の祭典引率費等 その他引率費
芸術鑑賞補助		200,000	12,000	188,000	芸術鑑賞 領収書⑤～⑧
バス代補助		350,000	71,500	278,500	地区・県陸上大会 領収書③
予 備 費		45,669	20,668	25,001	貸出ボール代等、体育大会氷代、合唱コン クール講師謝金 領収書②④⑨㉘
支 出 合 計		1,309,669	866,002	443,667	

部活名	人数	均等割	人数割	配分額
野 球	18	25,000	54,000	79,000
男子テニス	20	25,000	60,000	85,000
女子テニス	6	25,000	18,000	43,000
女子バレー	12	25,000	36,000	61,000
サッカー	10	25,000	30,000	55,000
陸 上	16	25,000	48,000	73,000
吹奏楽	16	25,000	48,000	73,000
美術同好会	20			25,000

118

収入	1522703
支出	866002
決算	656701

補助金返納	65701－374000
来年度繰り越し	282701

会計監査報告書

南さつま市立万世中学校

P T A 会 長 殿

監査委員 黒瀬 健

監査委員 若松 裕美

令和5年度の会計監査を行いましたので、下記の通り報告します。

記

- 1 監査期日 令和6年4月19日（金） 18：30より
- 2 監査場所 万世中学校 校長室
- 3 監査対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 4 監査実施会計 (1) PTA一般会計
(2) 体育文化振興会計
(各会計の金銭出納簿、預金通帳、領収書、その他関係書類)
- 5 監査結果 各事項について監査した結果、その内容は正確であり関係書類もよく整備保管されていました。よって、会計処理は適正と認めます。

(3) 令和6年度PTA役員選出

令和6年度PTA組織一覧

1 執行部

会 長	林 弘幸				
副会長	山内 まや	立石 仁美	下西 直人	森田 亜由美	重井 昭人
顧 問	神田 良文				
書 記	脇岡 亜衣子	吉元 堯成			
会 計	内園 直哲(事務主幹)				

2 専門部

	生活指導部	保健体育部	総務研修部	事 業 部
部 長	大平3-2	内司2-2	森田3-1	古園3-1
副 部 長	下原3-2	前園3-2	片平3-2	宇都1-2

3 学級

1年1組	1年2組	2年1組	2年2組	3年1組	3年2組
今村	福元	坂元	下前	下釜	片平

令和5年度PTA組織一覧

1 執行部

会 長	野田 良平				
副会長	片平 愛	是枝 さゆり	若松 裕美	黒瀬 健	重井 昭人
顧 問	神田 良文				
書 記	脇岡 亜衣子	吉元 堯成			
会 計	内園 直哲(事務主幹)				

2 専門部

	生活指導部	保健体育部	総務研修部	広 報 部	事 業 部
部 長	櫻木	阿久根(1-2蒼介)	是枝	水溜	三角
副 部 長	上拂	山下	鮫島(3-1史煌)	四田	古園

3 学級

1年1組	1年2組	2年1組	2年2組	3年1組	3年2組
有馬	村中	下釜	森田	鮫島	川口

(4) PTA テーマについて

令和6年度 万世中PTAのテーマ

『みんなでつなごう 豊かな心と絆』

趣旨

これまでも子どもたちの夢を叶えてくれたこの伝統ある万世中学校への感謝の気持ちと未来ある子どもたちの希望を叶える中学校であり続けるためには、皆様の協力なしでは築くことができません。

P T A活動としてできることを考え、生徒たちに明るい未来を提供できるよう、P T A全員が全力で協力し取り組みましょう。

(5) 令和6年度活動計画

令和6年度PTA活動計画案

専門部	月	日	活動内容
事業部	5	12	事業部奉仕活動
	9	8	PTA奉仕作業
生活指導部		年8回	朝の立哨指導
	7		竹屋神社夏祭り 校外補導
	7	21	竹田神社夏祭り 校外補導
	8	1	夏休み 校外補導
	9		南さつまフエスタ 校外補導
	12		冬休み 校外指導
	3		春休み 校外指導
保健体育部	5	31	学校保健委員会
	9	8	体育大会打合せ
	8		市健康教育講演会
	9	8	保健体育部会
	10	6	体育大会
	11	29	万世校区学校保健委員会
	1	10	地区学校保健・安全教育研修会
総務研修部	7	13	授業参観・学級PTA
	9		PTA研修視察
	11	8	3年生PTA
	11	29	1, 2年生PTA 授業参観
	12	7	県PTA
	1	26	南さつま市フエスタ
	2	21	PTA 授業参観

令和6年度PTA理事会日程予定

6/6 (木) 8/21 (水) 10/17 (木) 1/16 (木) 4/17 (木)

(6) 令和6年度 PTA 予算案

収入の部

項 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)－(B)	備 考
前 年 度 繰 越 金	589,116	450,744	138,372	
会 費	291,600	434,400	-142,800	150円×12か月×(P＋職員)
生 活 指 導 部 謝 金	5,000	5,000	0	校外指導謝金
還 元 金	10,000	2,000	8,000	県PTA事務委託費
雑 収 入	5	5	0	貯金利息、※昨年度の、市・県PTA委 嘱公開補助金分の減額のため
収 入 合 計	895,721	892,149	3,572	

支出の部

支出の部

項	目	節	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)－(B)	備 考	
運 営	事業費	会 議 費	12,000	12,000	0	市P連総会費 他	
		渉 外 費	20,000	20,000	0	4校PTA懇親会補助 他	
		広 報 部	55,000	165,000	-110,000	県P新聞購読料 他	
		総 務 研 修 部	80,000	80,000	0	視察バス代 他	
		保 健 体 育 部	10,000	10,000	0	体育大会 他	
		生 活 指 導 部	3,000	3,000	0	事務消耗 他	
		事 業 部	10,000	10,000	0	奉仕作業飲 他	
		奨 学 費	32,000	32,000	0	卒業証書ファイル 54人	
		教育環境整備	0	200,000	-200,000	生徒への還元	
費	需用費	消 耗 品 費	10,000	25,000	-15,000	用紙代 他	
		印 刷 費	5,000	10,000	-5,000		
	諸 費	通 信 費	1,000	2,000	-1,000	切手代 他	
		負 担 金	65,000	65,000	0	P安全振興共済会費、市P連会費、県P負担金、市学校保健会負担金	
		慶 弔 費	45,000	45,000	0	慶弔規程による支出	
	雑 費	雑 費	5,000	10,000	-5,000		
		旅 費	30,000	60,000	-30,000	各種会合出席旅費、参加費	
	予 備 費			512,721	143,149	369,572	
	支 出 合 計			895,721	892,149	3,572	

収入合計 － 支出合計 ＝ 差引残高

895,721 － 895,721 ＝ 0

VIII 万世中学校50周年事業の会計

※50周年：2020（令和2）年度

項 目	金 額	備 考
収 入	前年度繰越	518,843
	その他	0
	合計	518,843
支 出	記念講演会	0
	その他	0
	合計	0
残 金	518,843	

注) 1 残金はPTAの管理に移し一部は記念講演会（上釜健宏氏）の実施費用とします

※ 記念講演会は、感染症の収束により行う予定です

2 執行状況については、PTA総会により報告します

令和6年度体育文化振興会費予算案

収入の部

項目	予算額(A)	令和5年度決算額	増減(A)－(B)	備考
前年度繰越金	282,701	49,267	233,434	
徴 収 金	844,800	902,400	△ 57,600	会費400円×12月×全校生徒数176人
補 助 金	358,000	374,000	△ 16,000	市補助金予定金額
雑 収 入	2	2	0	貯金利息
収 入 合 計	1,485,503	1,325,669	159,834	

支出の部

項目		予算額(A)	令和5年度決算岳	増減(A)－(B)	備考
各部への活動費	野球	90,000	79,000	11,000	各部活動の登録料，参加料 部活動消耗品等 2023年度配分 各部へ30,000円 人数×3,000円
	男子ソフトテニス	93,000	85,000	8,000	
	女子ソフトテニス	60,000	43,000	17,000	
	女子バレーボール	66,000	61,000	5,000	
	サッカー	84,000	55,000	29,000	
	陸上	72,000	73,000	△ 1,000	
	吹奏楽	75,000	73,000	2,000	
	美術同好会	25,000	25,000	0	
中体連大会費		60,000	40,000	20,000	登録料，参加費
吹奏楽部補助		100,000	30,800	69,200	夏の祭典，吹奏楽コンクール等補助 楽器運搬費，修理費
大会補助費		80,000	0	80,000	九州・全国大会補助
旅費・日当		20,000	0	20,000	春の祭典引率費等 その他引率費
芸術鑑賞補助		50,000	12,000	38,000	芸術鑑賞等
バス代補助		350,000	71,500	278,500	地区・県陸上大会
予 備 費		260,503	20,668	239,835	貸出ボール代等，体育大会氷代，合唱コン クール講師謝金，備品等
支 出 合 計		1,485,503	668,968	816,535	

部活名	人数	均等割	人数割	配分額
野 球	20	30,000	60,000	90,000
男子テニス	21	30,000	63,000	93,000
女子テニス	10	30,000	30,000	60,000
女子バレー	12	30,000	36,000	66,000
サッカー	18	30,000	54,000	84,000
陸 上	14	30,000	42,000	72,000
吹奏楽	15	30,000	45,000	75,000
美術同好会	10			25,000

(7) 規約の改正について

南さつま市立万世中学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は万世中学校PTAと称し、事務所を万世中学校（以下「本校」という。）内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、会員が緊密な連絡を図り、生徒の健全育成と教養、福祉を増進し、本校及び同地区教育の進行を期することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親和を図り、その教養を高めるための活動
- (2) 学校教育の振興を助長する諸施設の改善
- (3) 生徒の福利厚生及び健全育成・補助の関する諸施策
- (4) 必要経費を得るための種々の事業
- (5) その他目的を達成するために必要な諸活動及び諸団体との協力

第3章 会 員

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 本会の生徒の保護者またはこれに代わる者
- (2) 本校の教職員

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第6条 会員は会費を納める義務を有する。

第4章 役員及び顧問

第7条 本会に次の役員を置く。なお、副会長の人数は、役員選考規程により定める。

会長	1人	副会長	5人	書記	1人
会計	1人	会計監査員	2人	顧問	若干名

第8条 役員の任期は、総会から次の総会までの一年とし、再任を妨げない。なお、補欠就任の場合は、前任者の残余期間とする。

第9条 役員の選出方法は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、PTA会員の立候補および推薦に基づき（別に定める役員選考規程で選出し）、総会においてこれを承認する。被推薦者の範囲は新会員とする。
- (2) 副会長は、役員選考規程による選出者と本校教頭とする。
- (3) 書記及び会計は、学校職員とする。
- (4) 顧問は、本校の校長及び会員の中から理事会の承認を得た者で、会長が委嘱する。
- (5) 会計監査員は、会長が委嘱する。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその任を代行する。
- (3) 書記は会長の指示を受けて、会合の記録、通知をなし、かつ会長に委任されたその他の職務を行う。
- (4) 会計は、会長の指示に基づき、本会の会計事務にあたる。
- (5) 会計監査員は、会計を監査し、確認の署名をした上で総会においてその結果を報告する。

監査は年1回以上実施することとする。

- (6) 顧問は、本会の企画及び常務を補佐する。

第5章 機関・会議

第11条 本会には、次の機関をおき、会議を持つ。議決は出席者の過半数の賛成による。

- | | | | |
|---------|--------|--------|------------|
| 1 総会 | 2 理事会 | 3 執行部会 | 4 学年・学級PTA |
| 5 学年委員会 | 7 専門部会 | | |

1 総会

- (1) 定期総会は、本会の最高議決機関であって、年1回年度初めに行う。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会員の2分の1以上の要請があったときは、臨時に開催することができる。
- (2) 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状も含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- (3) 総会は次のことを議決し、承認する。
 - ア 役員及び顧問の選出並びに承認
 - イ 年間活動内容の審議並びに承認
 - ウ 決算の承認並びに予算の審議および承認
 - エ 会則の改廃

2 理事会

- (1) 理事会は総会に次ぐ議決機関であって、会務の執行のために、毎学期1回以上開くのを本体とする。ただし、会長及び理事会の3分の1以上が必要と認めた場合は臨時にこれを開くことができる。
- (2) 理事会は、会長・副会長・書記、学級委員長、学年主任、学校専門部長、専門部顧問(本校職員)、顧問(校長ほか)をもって構成する。
- (3) 理事会は構成員の2分の1以上の出席（委任状も含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意をする。
- (4) 理事会は次のことを行う。
 - ア 総会に提出する議案で規約改正等、重要案件が生じた場合の審議検討
 - イ 補充役員の選出とその承認
 - ウ 補正予算の議決
 - エ 役員選考委員の選出
 - オ その他、通常の事業計画並びに運営などに必要な事項について協議し、総会に代わり決議することができる。

- (5) 理事会で行った議決については、その後の最も早い総会に報告し、その承認を得なければならない。
- (6) 理事に欠員が生じた場合は、それぞれの選出母体において補充選出し、会員に周知する。総会・理事会の承認は必要ない。任期は前任者の残余期間とする。

3 執行部会

- (1) 執行部会は、会長・副会長・顧問・学校職員 PTA 係で構成する。
- (2) 執行部会は本会の運営及び連絡・調整を行うために設け、必要に応じて会長が招集する。

4 地区 P T A

地域活動で必要な場合は選出をする。

5 学年及び学級 P T A

- (1) 学年及び学級 P T A は、毎学期 1 回以上開くことを原則とする。但し、会員の必要に応じて臨時に開くことができる。
- (2) 学年・学級 P T A は生徒の幸福と成長を願い、よりよい学級を作るために必要な事項を協議する。

6 学年委員会

- (1) 学年委員会は、同学年の学級委員長と学年主任、各学級の正・副担任をもって構成し、学校又は、学級間における連絡調整及び学年・学級 P T A の運営にあたる。
- (2) 学級委員は、各学級の会員の互選により、2 人を選出し、委員長を 1 人、副委員長 1 人をおく。
- (3) 学級委員は、総務研修部に属する。

7 専門部会

- (1) 専門部会は、本会の活動を分担するために設け、各専門部長が必要に応じて開催する。
- (2) 各学級では、分担した専門部に学級専門部長 1 人と副部長 1 人をおく。
- (3) 学校専門部は、部長 1 人、副部長一人以上を置く。学校専門部長は、各学級の部長・副部長から選出する。部長は、副部長を委嘱することもできる。
- (4) 学校専門部は、総会の開催前に部の構成を終え、活動計画などを決定する。
- (5) 各専門部の主たる活動又は業務は次の通りとする。
 - ~~ア 広報部は P T A 新聞の発行及び広報活動に関する活動を行う。~~
 - ア 総務研修部は、学年委員会の活動並びに会員の研修活動に関する事項、社会文化活動及び成人教育に関する活動を行う。
 - イ 生活指導部は、生活環境の浄化、生徒の校外生活指導に関する活動を行う。
 - ウ 保健体育部は、生徒及び会員の保健、体育及び給食に関する活動を行う。
 - エ 事業部は、環境整備や資金調達のための事業及び勤労活動に関する活動を行う。

第 6 章 会 計

第 12 条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

- (1) 会費は P 戸あたり月 ~~200 円~~ **150 円** とする。
- (2) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、年度内の収支を整理するための出納閉鎖期間は、4 月末日までとする。

第7章 帳 簿

第13条 本会には、次の書類を保管する。

- | | | | | | |
|---|-----------------|---|------------|---|---------------|
| 1 | 会則の綴り | 2 | 会議等における記録簿 | 3 | 会員、役員及び委員等の名簿 |
| 4 | 会費徴収簿、会計簿及び証票帳簿 | 5 | その他重要な書類 | | |

第8章 附 則

第14条 この会の会則は総会の決議を得なければ改廃できない。

第15条 この会則を施行するに必要な細則は会長が理事会の意見を聞いて定める。

第16条 この会則で定めるものを除くほか、本会の運営などに必要な事項は、理事会で別に定める。

第17条 この会則は、平成19年5月11日から実施する。

- (1) 昭和57年 5月21日より一部改正し実施
- (2) 昭和62年 5月19日より一部改正し実施
- (3) 平成 元年 5月22日より一部改正し実施
- (4) 平成 3年 5月13日より一部改正し実施
- (5) 平成 6年 12月15日より一部改正し実施
- (6) 平成 7年 5月11日より一部改正し実施
- (7) 平成 8年 5月16日より一部改正し実施
- (8) 平成 9年 5月 9日より一部改正し実施
- (9) 平成17年 4月 1日より一部改正し実施
- (10) 平成23年 4月22日より一部改正し実施
- (11) 平成25年 5月 2日より一部改正し実施
- (12) 平成29年 5月 2日より一部改正し実施
- (13) 2021（令和3）年5月13日より一部改正し実施
- (14) 2022（令和4）年5月13日より一部改正し実施
- (15) **2024（令和6）年5月2日より一部改正し実施**

南さつま市立万世中学校 P T A 運営細則

第1章 慶弔・表彰規程

第1条 会員の慶弔に対してその意をささげることと、功績が他の模範となるものを表彰（褒賞）して、P T Aの振興を図ることを目的とする。

第2条 前条の慶弔額は、次のとおりとする。

- 1 ただし、物品の贈呈を必要とするときは会長がこれを選定する。
 - （1）会員及び生徒死亡のときは、香典料5,000円、生花10,000円程度と弔電。
 - （2）会員が天災・火災・公務等による災害を受けたときの金額は、執行部会で決めたものとする。
- 2 前各号の金額に関して特別な事情があるときは、会長が適宜これを変更することができる。
- 3 会員は前第1項各号に該当する事実が発生したときは、すみやかに学校に連絡しなければならない。

第3条 褒賞は、次のとおりとする。

- 1 教職員の転退職者に対しては、記念品と花束を贈る。記念品費として3,000円程度とする。
- 2 前項の実施にあたり特別な事情があると認めた転退職者に対しては、前項に規定されたほか執行部会の決議を経て変更することができる。

第4条 本会ならびに万世中学校発展のために寄与貢献したものに対して、執行部会の協議を経て、表彰状・記念品を贈呈できる。

第2章 旅費規程

第5条 会務の遂行及び本会を代表して会合などに出張する場合は、次により旅費日当を支給する。ただし、南さつま市内及び川辺地区における研究公開の場合は、執行部会の協議により額を決める。

- 1 南さつま市民会館、いにしへホール なし
- 2 南さつま市（加世田以外） 500円
- 3 南九州市 1,000円
- 4 枕崎市 1,000円
- 5 指宿市 2,000円
- 6 鹿児島市 2,000円
- 7 日置市 1,000円
- 8 いちき串木野市 2,000円
- 9 薩摩川内市 2,500円
- 10 阿久根市 3,000円
- 11 出水市 3,000円
- 12 霧島市 3,000円
- 13 大隅半島 4,000円
- 14 前項にない地域 執行部会の協議により額を決定

第3章 各会計の補填

第6条 P T A各会計が年度途中において、他に流用の方途のない支出の必要を生じた場合、次のとおり補填する。

1 体育文化振興会計

(1) 第一に一般会計から繰り入れる。

2 一般会計

(1) 第一には事業部会計から繰り入れる。

(2) 第二には生活指導部会計から繰り入れる。

(3) 第三には緊急の特別会費徴収を会員に要請する。

3 この繰り入れ或いは特別会費徴収については、その臨時支出の使用目的を考慮し、原則として執行部会において決定し、直近の総会もしくは理事会で承認を得る。なお、特に緊急を要する場合は会長が決定し、役員以上の承認を得る。

第4章 細則の改案

第7条 この細則は、理事会において出席者の2分の1以上の賛成がなければ改廃できない。

第5章 附 則

第8条 この細則は、平成17年4月1日より実施する。

- 1 平成 5年 5月19日より一部改正し実施する。
- 2 平成 9年 5月 9日より一部改正し実施
- 3 平成20年 5月 9日より一部改正し実施
- 4 平成26年 3月19日より一部改正し実施
- 5 平成27年 4月21日より一部改正し実施

万世中学校 P T A 役員選考規程

- 第1条 この規程は会則より、本会の会長・副会長を円滑に選出できるように定めるものである。
- 第2条 前条の選考には、役員選考委員会を構成する。役員選考委員については、P T A 会長、副会長、学校職員 P T A 担当で構成する。選考委員長と副委員長は、選考委員の互選によって決める。
- 第3条 候補者は、過去に執行部・専門部長(学校全体)を1年以上経験した者を除き(立候補はこの限りではない)、前年度1・2年生の会員の立候補と推薦によって決める。但し、新1年の児童が長子でない会員について、役員選考委員会で候補者として推薦することを妨げない。
告示をして立候補推薦共にあらかじめ所定の用紙を配布し、定められた期日までに受け付ける。
なお、推薦する候補者の内、会長・副会長については男女比を考慮し、5名を選考する。提出は封をして学級担任が投票箱に入れ、選考委員会が開票する。
- 第4条 立候補及び推薦の用紙は別に定めた様式を用い、立候補者名、推薦立候補者名を該当する欄に記入する。
- 第5条 選考委員会は立候補者が定数を超えた場合は選挙し、定数に満たない場合は推薦者の中から、5名(男女比を考慮し、各校区1名以上)を選考する。
- 第6条 投票は、全会員が所定の用紙を用い、無記名により1名記す。提出は第3条に準ずる。
- 第7条 選考委員会は、投票結果もしくは選考結果を理事会に報告する。
- 第8条 立候補者が1名のときはその候補者を、いないときは第5条により選考された副会長の互選により推薦された者は会長とする。
- 第9条 第5条ならびに第8条で決定できない場合は、理事会において会長を選出し、総会の承認を得る。
- 第10条 この規程によりがたい場合は、執行部会にはかるものとする。
- 第11条 投票ならびに選考結果は、総会で承認されるまで記録を残す。
- 第12条 立候補者と推薦の受付期間については選考員会に一任する。
- 第13条 この規程の改正は理事会で決議する。

附則 この規程は、平成19年12月5日より実施する。

- 1 平成12年 2月24日より一部改正し実施
- 2 平成19年 2月15日より一部改正し実施
- 3 平成19年 5月 8日より一部改正し実施
- 4 平成23年11月30日より一部改正し実施
- 5 平成25年 4月16日より一部改正し実施
- 6 平成30年 5月 1日より一部改正し実施
- 7 2021(令和3)年5月13日より一部改正し実施

職 員 構 成

番号	職 名	氏 名	担 任 等	担当教科
1	校 長	神田 良文		
2	教 頭	重井 昭人		保健体育
3	教 諭	畠中 淳一	1 年主任, 1 年副担任	社会
4	教 諭	瀬戸口 宏昭	1 年 1 組担任	英語
5	教 諭	大竹野 幹仁	1 年 2 組担任	数学
6	教 諭	神野 美恵子	1 年副担任 特別支援学級 B 組担任	国語
7	教 諭	廣 直哉	1 年副担任 教務主任	理科
8	教 諭	十田 孝志	2 年主任, 特別支援学級 A 組担任	美術
9	教 諭	山之口 健斗	2 年 1 組担任 生徒指導主任	理科・技術
10	教 諭	坂下 こころ	2 年 2 組担任	国語
11	教 諭	山田 卓	2 年副担任	国語
12	教 諭	松野下 喜壽	3 年主任, 3 年副担任	保健体育
13	教 諭	肱岡 亜衣子	3 年 1 組担任	音楽・家庭
14	教 諭	吉元 壺成	3 年 2 組担任	社会・技術
15	教 諭	岡村 昌宣	3 年副担任, 進路指導主任	数学
16	講 師	池増 喜登恵	3 年副担任	英語
17	養護教諭	船倉 紀子	保健主任	
18	専門員	内菌 直哲	学校事務担当	
19	司書補	中尾 麻由子	図書経営担当	
20	学校助手	小園 里美	環境整備・緑化担当	
21	特別教育支援員	相星 敦子	学習支援担当	

○ 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)の発行について

本校では、学校学生・生徒旅客運賃割引証の制度に基づき、「学割証」(証明書)の発行を行っています。「学割証」とは、JR各社の営業キロで100kmを超える区間を乗車する際に、運賃が割引される制度で、定められた目的による場合に証明書が発行されます。学割証が必要な場合は余裕をもって、担任または事務室へご連絡ください。

(※ 船舶についても発行できる場合があります。各営業所で確認してください。)

- ・定められた目的・・・休暇、所用による帰省、実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動、学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動、就職又は進学のための受験等、学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加、傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理、保護者の旅行への随行

『万世中ネットマナー』について

南さつま市立万世中学校

新たな問題行動として、ゲームやインターネットに夢中になり過ぎ、深夜遅くまで起きていることが原因で、遅刻や宿題忘れ、授業中の居眠りや無気力な学習態度等の問題があります。また、友人間のメールやゲームソフトの貸し借り等による人間関係のトラブルにより、学校生活に支障をきたし、解決に苦勞する事例もあります。

そこで、生徒の皆さんが健全な生活を送ることができるように、『万世中ネットマナー』に、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

子どもたちを守るため、ゲーム・スマホ・タブレット・通信機器の使い方を親子で話し合しましょう。

校内や校外での部活動の大会等に、個人のゲーム・スマホ・通信機器を持ち込んではいけません。

メール（ライン）などに、相手の傷つくことや悪口を絶対に書いてはいけません。

通信機器を使い、自分の個人情報や友だちの画像や動画を勝手にアップしてはいけません。

通信機器を使っただけのトラブルは、自分で解決しようとせず保護者にすぐに相談しましょう。

わが家のルール

() 年 () 組 ()